

世羅町学校給食センター 完成しました！



今月の主な内容

- 令和7年度当初予算 2～3
- 令和7年度版脱温暖化推進補助事業一覧 4
- 町道草刈り作業交付金事業 5
- 若年者遠距離通勤助成事業 5
- 浄化槽設置整備補助金 6
- 飲用水施設整備補助金(ボーリング補助) 7

主要事業とその予算額

人づくり

—豊かな心を育む教育・文化のまちづくり—

- ★学校給食センター運営事業 1億3,530万円
- ★学校給食費保護者負担軽減事業 500万円
- ★スポーツ用具購入補助事業 50万円

健幸づくり

—安心して幸せに暮らせる健康・福祉のまちづくり—

- ★子育て支援DX事業 432万2千円
- ★妊産婦通院助成事業 168万円
- ★外出支援事業電子化システム導入事業 3,062万4千円

安全安心づくり

—快適で安全な暮らしを支える確かな基盤のまちづくり—

- ★デマンド交通利用券電子化システム導入事業 330万円
- ★防犯力強化重点支援事業 250万円
- ★町道草刈り作業交付金事業 1,100万円

ものづくり

—ひととしごとの活力があふれる産業のまちづくり—

- ★飼料価格高騰対策支援事業 2,200万円
- ★インバウンド推進事業 480万円
- ★観光振興補助金事業 605万円

地域づくり

—地域とまちの未来を創る協働のまちづくり—

- ★地域おこし協力隊活用事業 1,811万8千円
- ★自治振興交付金事業 1,697万4千円
- ★元気な地域づくり応援事業 401万5千円

予算の使い道



町民1人当たりに使われる予算は

798,678円

(一般会計の歳出予算額÷人口※)

※令和2年国勢調査人口 15,125人



高齢者、児童福祉などに

173,566円



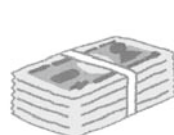
医療やゴミ処理などに

140,525円



自治センター運営や
情報通信サービスなどに

117,757円



借入金の返済のために

92,166円



道路や河川の整備などに

80,829円



農林業の振興に

68,995円



学校、社会教育などに

61,942円



消防活動や防災のために

35,589円



商工業・観光業の振興に

18,101円



議会費などに

9,208円

特別会計・公営企業会計の予算額

特 別 会 計	予 算 額
国民健康保険事業特別会計	18億7,723万円
後期高齢者医療制度特別会計	6億8,333万4千円
介護保険事業特別会計	25億4,994万9千円
介護サービス事業特別会計	985万2千円

公営企業会計	予 算 額
公共下水道事業会計	4億4,001万5千円

令和7年度の特別会計等(5会計)予算合計額
55億6,038万円(0.1%減)

【お問合せ先】 財政課 財務係 ☎0847-22-1115



令和7年度 当初予算

一煌めく世羅町の更なる発展に向けて



令和7年度の世羅町の予算が決定しました。
全6会計の当初予算総額は176億4,038万円で、前年度より3億3,771万2千円（1.9%）の減額となりました。

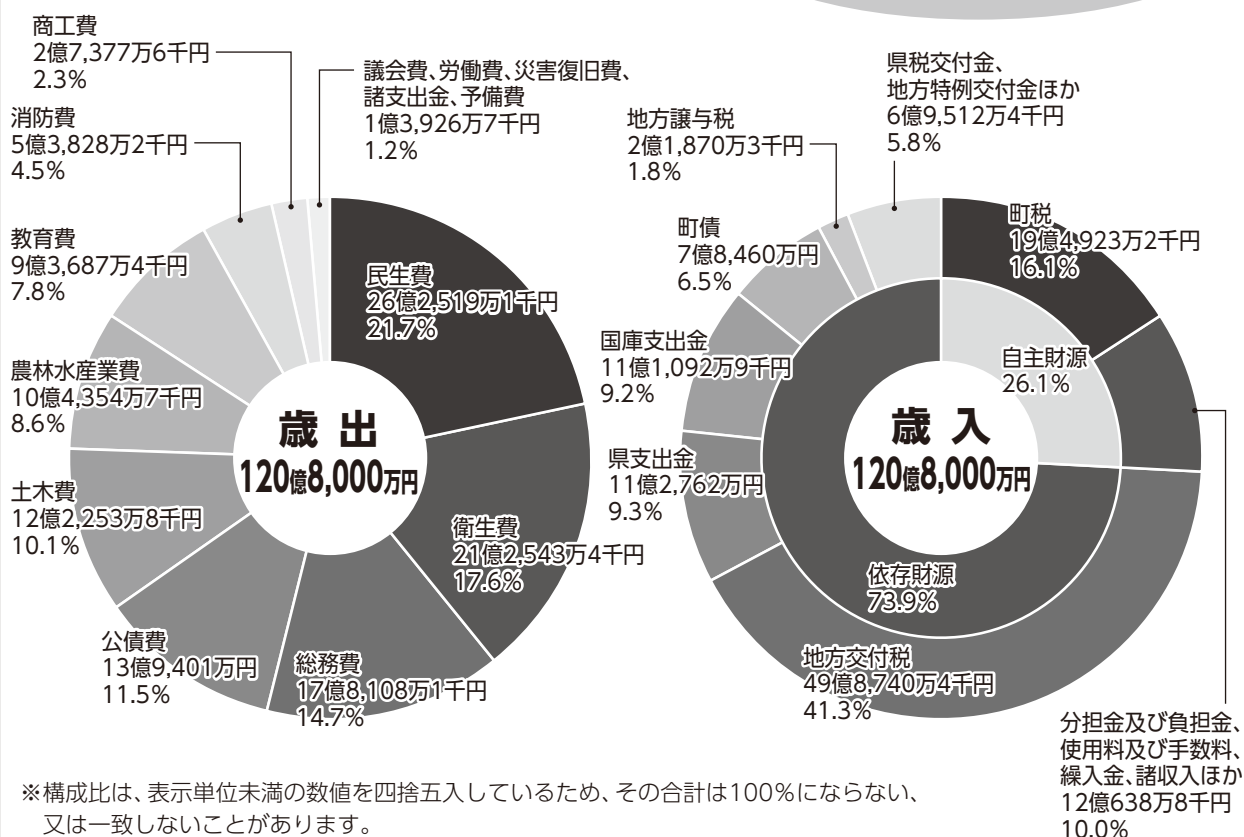
一般会計予算の概要

令和7年度の一般会計予算額
120億8,000万円（2.7%減）

町民1人当たりの税金負担額は

128,874円

（一般会計の町税歳入予算額÷人口※）
※令和2年国勢調査人口 15,125人



令和7年度当初予算は120億8,000万円となり、令和6年度と比較して3億3,200万円、2.7%の減額となりました。人件費の上昇、扶助費の拡充、物価高騰やデジタル化に伴う物件費等の増加がありましたが、主に学校給食センター整備事業の完了により普通建設事業費が大きく減少したため、5年ぶりの減額編成となりました。

本町は、昨年10月に合併20周年を迎え、令和7年度は次なる10年を歩み始める第一歩の年となります。また、最終年度となる「世羅町第2次長期総合計画」の成果と課題を検証し、令和8年度からの次期長期総合計画の策定にあたっては、住民の皆様のご意見を踏まえ、どの世代でも、どの地域にお住まいでも、住んで良かったと感じていただけるまちづくりの設計図をしっかりと描いていきます。

自主財源が乏しい反面、経常的な経費は増加傾向にあります。行政サービスや町の価値の向上、本町の将来を見据えた施策等は、着実に進めていく必要があります。このため、限られた経営資源を効果的に活用し、創意工夫による施策展開や効率的な予算執行に努めることで、まちづくりの推進と健全な財政運営の両立を図ります。



令和7年度版 脱温暖化推進補助事業一覧



「第4次脱温暖化せらのまちづくりプラン（世羅町地球温暖化対策実行計画）」を推進し、二酸化炭素排出量やごみの削減を目的として、各種支援を実施します。

申請受付期間：令和7年4月21日（月）～令和8年2月27日（金）

内容	対象経費	助成金額 (上限額)	備考
節水シャワーヘッドへの交換 ※令和7年度新規事業	1 / 2 購入金額 2千円以上	5千円	30%以上の節水又は1分間当たりの使用水量が8.4L以下になるもの 
宅配ボックスの設置 ※令和7年度新規事業	1 / 2	1万円	「宅配ボックス」として販売されており、固定等の盗難対策ができるもの 
家庭用LED照明器具への取替	1 / 2 購入金額 4千円以上	1万円	工事費用含む 
電動式生ごみ処理機の購入	1 / 2 購入金額 2千円以上	2万円	電源を必要とする生ごみ処理機 ※温風乾燥型、バイオ発酵型など 
生ごみ堆肥化容器 (コンポスト等)の購入	1 / 2 購入金額 2千円以上	3千円	電源を必要としないコンポスト容器 ※設置型、バッグ型など 
木質バイオマス燃焼機器 (薪ストーブ等)の設置	1 / 3	10万円	事前相談必要 
太陽熱利用装置の設置	1 / 3	5万円	事前相談必要 
定置用リチウムイオン蓄電 システムの設置	1kwhあたり 1万円	10万円	事前相談必要、太陽光発電設備との接続が必要 
電気自動車充電設備の設置	1 / 3	10万円	事前相談必要 

注意事項

- ①各種補助金（予算）には限りがあり、原則、予算額に達した時点で受付を終了します。
- ②複数の補助金を申請することは可能ですが、申請（書類）はそれぞれ必要です。
なお、各補助金の交付は1世帯につき1回までで、これまでに同一の内容で補助金の交付を受けている場合は対象外です。
- ③販売業者や工事施工業者は町内の事業者に限ります。
- ④町税等に滞納がある場合は対象外となります。※申請時に町税等納税証明書の提出が必要です。
- ⑤制度の詳細や申請方法は町民課 環境整備係やホームページ等でご確認ください。

【お問合せ先】

町民課 環境整備係 ☎0847-22-4513

町道草刈り作業交付金事業

町道の草刈りを地域ぐるみで実施される団体に、次の支援を行っています。

項目	支援内容
保険加入	万が一の事故等に備え、世羅町町民活動保険に加入します。 (傷害・賠償責任保険)
交付金交付	活動内容に応じて交付金を交付します。

* 交付金を受けるには、事前に活動団体の認定を受ける必要があります。

活動団体の認定条件(次の要件の全てを満たす団体)

- 町道の一定区間(500m以上)の草刈り作業を行うこと。
- 3人以上で構成されている団体であること。
(地域・企業などのグループ)
- 町から他の委託料や補助金などの支援を受けていないこと。

活動認定団体になるには

- 町へ町道草刈り作業認定団体申込書を提出します。
- 認定後、活動団体と町で活動に関する契約を結びます。

交付金額

- 年1回の草刈り作業…延長100m当たり1,500円
- 年2回以上の草刈り作業
…延長100m当たり2,500円

※交付限度額はありません。

申請の流れ(活動団体認定後)

- 申請 ⇒ 作業計画の認定 ⇒ 作業(5月～12月)
(作業前・後の写真) ⇒ 実績報告(写真添付) ⇒ 完了確認 ⇒ 請求 ⇒ 交付金支払
- ・作業実施1か月前までに申請してください。事後の申請は対象になりません。
(計画書・構成員名簿・実施箇所図)
- ※令和6年度に草刈り作業交付金の申請があった団体には、事前に町から申請書類を送付します。
草刈り作業認定団体の内容(代表者、草刈延長等)に変更がある場合は、変更届出もあわせて提出してください。

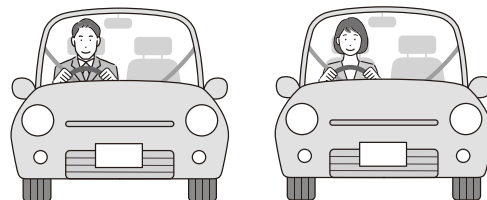
【お問合せ先】

建設課 管理係 ☎0847-22-5309

若年者遠距離通勤助成事業

世羅町に居住し、遠距離の町外就業先に通勤されている若年者の方へ通勤費用の一部を助成します。

助成金額
月額 5,000円



対象者の要件

- ① 世羅町の住民基本台帳に記録されており、実際にその住所地から通勤している方
 - ② 申請年度の4月1日時点で満35歳未満の方(学生は除く。)
 - ③ 月15日以上通勤日数を有する月が年に3か月以上ある方(アルバイト・パートも可)
 - ④ 就業先への通勤距離が片道27km以上ある方
 - ⑤ 国家公務員及び地方公務員以外の方
- ※上記のほか各種要件があります。

申請に必要な書類は企画課 地域支援係でお配りしているほか、世羅町ホームページからもダウンロードできます。対象となるかどうか分からない場合は、お気軽にご相談ください。



世羅町ホームページ

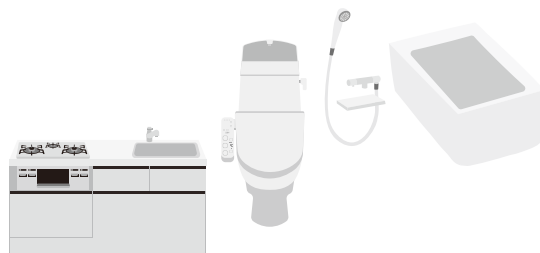
【お問合せ先】企画課 地域支援係 ☎0847-22-3206

ご利用ください

「浄化槽設置整備補助金」

川や海の水質汚濁の原因は私たちの家庭から流れ出る台所や風呂、洗濯等の排水です。

きれいな川や海のために、生活排水とトイレの汚水をあわせて処理する「浄化槽」の設置整備を推進しています。



対象となる条件

- ① 町内に住所を有すること（世羅町に転入することを誓約される方を含みます。）。
- ② 居住用の住宅に浄化槽を設置すること（店舗等を併設する住宅では居住部分）。
- ③ 公共下水道の処理区域及び農業集落排水処理施設の処理区域以外の区域
- ④ 令和7年11月28日（金）までに補助金の交付申請書を提出すること。
- ⑤ 令和8年3月9日（月）までに浄化槽の設置を完了し、実績報告書を提出すること。

※交付決定前に着工された場合は補助の対象になりません。

補助金額

居住用面積 (延べ床面積)	浄化槽区分	補助金額	
		新築等	改築（注1）（注2）
130㎡以下	5人槽	222,000円	450,000円
130㎡を超えるもの	7人槽	276,000円	600,000円
2世帯住宅等	10人槽	366,000円	800,000円

※一定の条件を満たした場合、設置する浄化槽を小型化することが可能ですので、ご相談ください。

注1 くみ取り槽から合併処理浄化槽に設置替えをするとき。

注2 単独処理浄化槽の設置替えをするとき。

単独処理浄化槽の撤去費用を補助します。**改築の該当額に15万円を加えた額が補助金額です。**

申込み

申請書類一式は、上下水道課でお受取ください。補助金に限りがありますので、お早めにお申込みください。

【申込み・お問合せ先】

上下水道課 ☎0847-22-1189

ご利用ください

「飲用水施設整備補助金(ボーリング補助)」

生活用水を確保するために、新しくボーリング等を行う場合、経費の一部を補助します。

対象経費

ボーリング又は掘井戸の費用のほか、水質及び水量検査の費用、水源調査の経費
※飲用水検査に合格し、一定の水量の確保が必要です。

対象となる条件

- ① 町内に住所を有すること（世羅町に転入することを誓約される方を含みます。）。
- ② 居住用の住宅へ日常生活に必要な飲用水を供給すること（賃貸住宅を除きます。）。
- ③ 上水道給水区域以外の区域
※1年以内に給水が開始されない区域は、給水の開始時に上水道へ加入することを条件として、対象とします。
- ④ 令和7年12月19日（金）までに補助金の交付申請書を提出すること。
- ⑤ 令和8年3月16日（月）までに供給を完了し、実績報告書を提出すること。
※交付決定前に着工された場合は補助の対象になりません。

対象設備等

揚水設備、貯水設備、滅菌器等水質基準に適合しない含有物を除去する装置、補助対象施設間の配管

補助金額

補助対象経費と補助金額（補助率1/2）の上限額は次の表のとおりです。

利用する戸数	補助対象経費	補助金額
1戸	150万円	75万円
2戸	200万円	100万円
3戸	250万円	125万円
4戸	300万円	150万円
5戸	350万円	175万円
6戸	400万円	200万円
7戸	450万円	225万円
8戸以上	500万円	250万円



申込み

申請書類一式は、上下水道課でお受取ください。補助金に限りがありますので、お早めにお申込みください。

【申込み・お問合せ先】

上下水道課 ☎0847-22-1189

観光振興補助金について

世羅町の観光振興のため各種補助金を用意しています。積極的に活用いただきたい補助金を紹介します。なお、補助金は、予算の範囲内での交付となりますので、お早めにお問合せください。



事業の種類	補助事業の主な内容
閑散期（冬期・夜間）観光コンテンツ開発事業	(1) 補助対象：町内観光関連事業者又は町内観光関連事業者で構成する団体 (2) 採択基準：観光客が少ない閑散期（冬期又は夜間）に町内への誘客事業を実施。 (3) 補助額：経費の2分の1。限度額30万円。 (4) 補助条件：同一内容の場合は連続2年まで。冬期は12～2月、夜間は18～6時。
旅行博等出張支援事業	(1) 補助対象：町内観光関連事業者 (2) 採択基準：集合形式で実施の旅行博等（物産展は除く。）へ参加。 (3) 助成額：関東地区3万円（定額）。関西地区1万円（定額）。海外5万円（定額）。 (4) 助成条件：同一事業者、各方面、同一年度に2回まで。
インバウンド対策（受入環境整備）事業	(1) 補助対象：町内観光関連事業者又は町内観光関連事業者で構成する団体 (2) 採択基準：インバウンド対策（パンフレット、ホームページ作成、案内板等の整備等）を実施。 (3) 補助額：経費の2分の1。限度額10万円。（新規でパンフレットやホームページを新たな言語に対応させる場合に限り、経費の4分の3。）
インバウンド対策（FAMツアー）事業	(1) 補助対象：町内観光関連事業者又は町内観光関連事業者で構成する団体 (2) 採択基準：海外観光客誘致を目的として、旅行事業者やメディア、インフルエンサーなどを対象としたFAMツアーを実施。 (3) 補助額：経費の4分の3。限度額10万円。 (4) 補助条件：補助対象経費は、世羅町までの交通費及び世羅町内でかかる宿泊費・食費・入場料等とし、自社部分を除く。
観光施設看板改修事業	(1) 補助対象：町内観光関連事業者 (2) 採択基準：老朽化した観光看板を改修。 (3) 補助額：経費の2分の1。限度額10万円。 (4) 補助条件：老朽看板の改修、撤去、若しくは撤去を伴う新設が対象。
地域通訳案内士（個人）養成事業	(1) 補助対象：町内在住個人、町内観光関連事業者又は団体（町内在住者及び町内勤務者を養成する場合に限る。） (2) 採択基準：地域通訳案内士育成研修を修了し、広島県地域通訳案内士として登録。 (3) 補助額：1人あたり6万円（定額）。
外国語対応ツアーガイド（団体）養成事業	(1) 補助対象：観光関連事業者又は団体 (2) 採択基準：世羅町内で活動する外国語対応ツアーガイドを養成。 (3) 補助額：経費の5分の4。限度額20万円。 (4) 補助条件：少なくとも2名以上を養成。（自社案内のみのガイドは対象外。）
外国人向けアプリ導入時手数料補助事業	(1) 補助対象：町内観光関連事業者 (2) 採択基準：町内観光施設や飲食店で、外国語での予約や外貨決済可能なアプリ活用。 (3) 補助額：手数料の2分の1。限度額10万円。 (4) 補助条件：導入後、最長1年間の手数料が補助対象。

掲載内容は概要ですので、補助金の活用を希望される場合は、事前に商工観光課へお問合せください。

【お問合せ先】 商工観光課 観光振興係 ☎0847-22-3216

世羅町住宅リフォーム補助事業について

町民が安全・安心で快適な生活を営むことができるよう居住環境の質の向上、及び住宅投資の波及効果による町内経済の活性化を図ることを目的として、住宅の増改築に要する費用の一部を補助する制度です。

事業の概要（全ての項目に該当）

補助対象住宅	・ 世羅町内に存する住宅 ・ 戸建て住宅、併用住宅 ※延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。 ・ 居住の実態があること。 ・ 国、地方公共団体、その他公的団体が所有するもの以外であること。
補助対象者	・ 自ら居住している住宅の所有者 ※町外からの移住予定者を含む。 ・ 町税の滞納がない者
補助対象事業	・ 建築基準法に違反しないリフォームであること。 ・ リフォームに要する費用が30万円以上であること。 ・ 町内建築関連業者が施工するものであること。 ・ <u>令和8年2月末日までに、リフォームが完了すること。</u>
補助額	・ <u>リフォームに要する費用の10分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切捨てた額）とする。</u> ・ 一般世帯が行うリフォームについては30万円を限度とし、3世代同居リフォームについては50万円を限度とする。

申請期間

- ・ 4月21日（月）～10月31日（金）
- ※申請金額が予算上限に達し次第終了します。
- ※リフォーム費用が当初申請額から増額した場合、増額分は補助金の対象となりません。

申請方法

- ・ 世羅町住宅リフォーム補助金交付申請書に、①住民票 ②工事見積書の写し ③ 図面 ④工事着手前の写真 ⑤納税証明書 ⑥施工業者が町内建築関連業者であることを証明する書類 を添付し提出してください。内容を審査し、世羅町住宅リフォーム補助金交付決定通知書を送付します。
- ・ 申請書類は世羅町ホームページからダウンロードできます。



その他

- ・ 施工業者との契約及び、リフォーム工事の着手は、補助金の交付決定後に行ってください。



【申請・お問合せ先】

建設課 管理係

☎0847-22-5309

飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金について

世羅町では、飼い主のいない猫のふん尿や鳴き声などの地域課題解決の一環として、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用を補助します。

●受付期間（要事前相談）

受付期間：4月21日（月）～

令和8年2月27日（金）

※補助金（予算）には限りがあり、予算額に達した時点で補助を終了します。

●補助金額（上限額）

メス：25,000円／オス：15,000円

※不妊去勢手術済を示す耳カットが必要です。

制度の詳細や申請の方法については、ホームページをご確認ください。



【お問合せ先】 町民課 環境整備係 ☎0847-22-4513

世羅町ホームページ

児童扶養手当額について

～令和7年4月分から支給額が変わります～

【手当の月額】（手当支給月 5月・7月・9月・11月・1月・3月）

全 部 支 給		
区 分	改定前	改定後
児童1人	45,500円	46,690円
児童2人目以降の加算額	10,750円	11,030円

一 部 支 給		
区 分	改定前	改定後
児童1人	45,490円～10,740円	46,680円～11,010円
児童2人目以降の加算額	10,740円～5,380円	11,020円～5,520円

※「一部支給」の額は、所得に応じた額となります。

【受給資格】

次の要件に当てはまる18歳以下（18歳到達の年度の末日）の児童（一定の障害があるときは20歳未満）を監護する父母又は養育者に支給されます（所得要件があります。）。

ただし、父又は養育者については、児童と同一生計の場合に限ります。

【対象児童】

父母が婚姻（又は事実婚）を解消した児童

父又は母が死亡した児童

父又は母が重度の障害にある児童

父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童

母が婚姻しないで生まれた児童

父・母とも不明である児童

【お問合せ先】 子育て支援課 児童保育係 ☎0847-25-0295

世羅町子育て世代包括支援センター



からのお知らせ



「子育て世代包括支援センターだっこ予定表」は、世羅町ホームページに移行しました。1年間の予定を掲載し、順次更新します。詳しくは、世羅町ホームページのトップページ下部「イベントカレンダー」又は「カレンダーからさがす」でご確認ください。

世羅町公式LINEからは、「生活」の「子育て」タブから、「イベントカレンダー」を選んでください。また、引続き母子手帳アプリ「母子モ」においても情報配信をしていきます。



世羅町
イベントカレンダー



母子手帳アプリ
母子モ



世羅町公式LINE

【お問合せ先】

子育て支援課 子育て支援係（子育て世代包括支援センターだっこ） ☎0847-25-0295

手当額の改定について

～令和7年4月分からの支給額が変わります～

特別児童扶養手当

【手当の月額】（手当支給月 4月・8月・11月）

	改定前	改定後
1級（重度） 該当の場合	55,350円	56,800円
2級（中度） 該当の場合	36,860円	37,830円

【対象】

重度・中度の身体、知的又は精神及び発達障害により、日常生活で常時の介護を必要とする20歳未満の児童を監護している父母又は養育者に支給されます。

障害児福祉手当

【手当の月額】（手当支給月 5月・8月・11月・2月）

改定前	改定後
15,690円	16,100円

【対象】

重度の身体、知的又は精神の障害により、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある20歳未満の方に支給されます。

特別障害者手当

【手当の月額】（手当支給月 5月・8月・11月・2月）

改定前	改定後
28,840円	29,590円

【対象】

著しく重度の身体、知的又は精神の障害により、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある20歳以上の在宅の方に支給されます。

※原爆介護手当を受けているときには、手当額が変わる場合があります。

支給にはいくつかの要件があります。詳細はお問合せください。

【お問合せ先】福祉課 障害者支援係 ☎0847-25-0072

令和7年
4月1日
から適用

※1 「障害福祉サービス等」の対象となる難病が追加されました。

- ・ LMNB1関連大脳白質脳症
- ・ 原発性肝外門脈閉塞症
- ・ PURA関連神経発達異常症
- ・ 出血性線溶異常症
- ・ 極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症
- ・ ロウ症候群
- ・ 乳児発症STING 関連血管炎

令和7年4月から「障害福祉サービス等」※1の対象となる難病が、369疾病から376疾病へと見直しが行われました。対象となる方は、障害者手帳※2をお持ちでなくても、居宅介護（ヘルパー利用）、補装具（車いす等）の購入等、必要と認められた支援が受けられます。

※1 障害福祉サービス・計画相談支援・補装具及び地域生活支援事業（障害児は、障害児通所支援と障害児入所支援も含む。）

※2 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

○対象となる方

対象疾病一覧表に該当する方

（厚生労働省のホームページでご確認いただけます。）

○手続

◆対象疾病に罹患していることがわかる証明書（特定医療費（指定難病）受給者証、診断書など）を持参し、福祉課 障害者支援係にサービスの利用を申請してください。

◆障害支援区分の認定や支給決定等の手続後、必要と認められたサービスを利用できます（訓練系・就労系サービス等は障害支援区分の認定を受ける必要はありません。）。



厚生労働省 HP



【お問合せ先】福祉課 障害者支援係 ☎0847-25-0072

国民年金保険料のお知らせ

国民年金保険料

令和7年度の国民年金保険料額は、**月額17,510円**です。

保険料は、日本年金機構から4月上旬に送付される1年分の「納付書」により、翌月末日までに金融機関又はコンビニエンスストアで納付してください。また、Pay-easy（ペイジー）（注）でも納付できます。

（注）Pay-easy（ペイジー）は、お持ちのスマートフォンやパソコンで、自宅や外出先から、夜間や休日でも納付ができ、手数料も無料で便利です。

（保険料は、2年を過ぎると納められなくなりますので、ご注意ください。）

また、口座振替、クレジットカードによる納付もできます。その他に、保険料が
お得な前納制度もありますので、詳しくは年金事務所へお問合せください。

国民年金保険料学生納付特例制度・申請のご案内

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

適用を希望される方は、学生証の写し又は在学証明書を添えて申請してください。
承認期間は、4月から翌年3月の1年間です（※20歳になった年度は、誕生月から当年度3月までが承認期間です。）。

学生納付特例制度により令和6年度に保険料納付を猶予されている方で、令和7年度も引き続き在学予定の方へは、日本年金機構から、4月中にハガキ形式の申請書が送付されます。同一の学校に在学される方は、このハガキに必要な事項を記入し返送することで令和7年度の申請ができます（この場合、学生証の写し又は在学証明書の添付は不要です。）。

なお、学生納付特例期間については、10年以内であれば保険料をさかのぼって納めること（追納）ができます。将来受取る年金額を増額するためにも、追納することをお勧めします。

【お問合せ先】

日本年金機構 三原年金事務所 ☎0848-63-4111

※音声案内番号2⇒2

町民課 町民係 ☎0847-22-5302

せらにし支所 生活課 ☎0847-37-2111



介護保険料の 所得段階基準額が変わります。



令和7年度から65歳以上の方の介護保険料の所得段階基準額が見直されます。

○保険料は、本人の前年の所得や世帯の町民税課税状況等に応じて個人ごとに決まります。

○保険料年額は、7月に届く通知書をご確認ください。

	対 象 者				保険料年額	
	町民税課税状況		所得等			
	世帯	本人				
第 1 段階	非課税	非課税	老齢福祉年金の受給者 又は生活保護の受給者		20,349円	
第 2 段階	非課税	非課税	80万円→80.9万円に 見直されます。	80.9万円以下	34,629円	
第 3 段階	非課税	非課税		80.9万円越え 120万円以下	48,909円	
第 4 段階	課税	非課税		課税年金収入と 合計所得金額 (年金所得を除く) の合計	120万円超え	64,260円
第 5 段階	課税	非課税			80.9万円以下	71,400円
第 6 段階		課税	合計所得金額	80.9万円超え	85,680円	
第 7 段階		課税		120万円未満	92,820円	
第 8 段階		課税		120万円以上 210万円未満	107,100円	
第 9 段階		課税		210万円以上 320万円未満	121,380円	
第10段階		課税		320万円以上 420万円未満	135,660円	
第11段階		課税		420万円以上 520万円未満	149,940円	
第12段階		課税		520万円以上 620万円未満	164,220円	
第13段階		課税		620万円以上 720万円未満	171,360円	

【お問合せ先】

税務課 賦課係 ☎0847-22-5300

世羅町国民健康保険事業特別会計予算について

国民健康保険は、被保険者の皆様に納めていただいた保険税と県からの支出金等をもとに運営しています。

被保険者の皆様には、保険税の期限内納税や、上手な医療のかかり方を意識していただくなど、国民健康保険の健全な運営に引き続きご理解とご協力をお願いします。

令和7年度 国民健康保険事業特別会計予算

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
国民健康保険税	327,075	総務費	57,150
国庫支出金	6,600	保険給付費	1,298,841
県支出金	1,378,936	事業費納付金	458,119
繰入金	164,046	保健事業費	58,204
諸収入その他	573	諸支出金その他	4,916
合 計	1,877,230	合 計	1,877,230

上手な医療のかかり方

① 日ごろから相談できる「かかりつけ医」を持ちましょう。

紹介状なしで大病院を受診すると、別途負担が必要です。

② かかりつけ薬局・薬剤師を持って、お薬手帳を活用しましょう。

お薬手帳を1冊にまとめることで、薬の飲みあわせのチェックや、いつ、どこで、どんなお薬を処方してもらったか確認でき、安心です。

③ 「はしご受診」や「重複受診」は控えましょう。

受診のたびに自己負担金を支払うことになります。

④ 緊急時以外は診療時間内に受診しましょう。

休日、夜間の受診は割増料金がかかったり、検査が十分にできないこともあります。

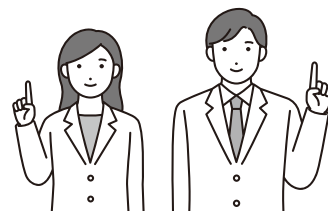
⑤ ジェネリック医薬品を活用しましょう。

ジェネリック医薬品があるお薬で、先発医薬品を希望する場合は、特別の料金が別途必要です。

⑥ 医療費通知の内容を確認し、領収書・明細書は保管しましょう。

どんな医療行為を受け、どれくらい医療費がかかったかを知ることができます。

⑦ 健康診断は年に1回必ず受けましょう。



【お問合せ先】 健康保険課 保険係 ☎0847-25-0134

国民健康保険の手続について

国民健康保険（国保）への、加入・脱退などの手続は、世帯主又は同じ世帯の世帯員による届出が必要です。

- 国保の加入手続が遅れた場合**、国保税の納税期間が短期間となり、一度の負担が大きくなる場合があります。
- 国保の喪失手続が遅れた場合**、国保税が課税されたままとなり支払の督促なども行われます。また、資格のない資格確認書で受診すると、誤った給付を受けることになり、ご自身で医療費の清算をしなければなりません。自分の加入している健康保険をしっかり把握して医療機関等を受診しましょう。
- 国保に加入している人でも健康保険の被扶養者として認定される場合があります。認定基準は健康保険によって異なります。被保険者の勤務先にお問合せください。

こんなとき		届出に必要なもの
国保に加入するとき	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	職場の健康保険の被扶養者でなくなった証明書
	生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書
国保をやめるとき	職場の健康保険に加入するとき	職場の健康保険の資格確認書（未交付の場合は加入したことを証明するもの）、資格情報のお知らせ
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	生活保護を受け始めたとき	生活保護開始決定通知書、資格確認書等
その他	就学のため別に住所を定めるとき	在学証明書又は学生証
※届出には、マイナンバー（個人番号）と本人確認書類が必要です。		

医療費の適正化について

被保険者の皆様に、健康と医療費に引き続き関心を持っていただくため、医療費通知（年2回）、後発医薬品差額通知（年6回）を対象者へ送付します。

また、健診情報等のデータ分析に基づき、生活習慣病の発症予防など保健事業を効果的・効率的に実施し、医療費の抑制に努めます。

医療機関・薬局に行かれる際には

マイナ保険証をぜひご利用ください！

マイナ保険証 = 健康保険証の利用登録されたマイナンバーカード

マイナ保険証をお持ちでなくても、資格確認書でこれまで通り医療にかかります



地域包括支援センターは高齢者の相談窓口です。介護予防や制度等の情報をお伝えします。

地域包括支援センターとは？

地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口を担う機関として、全国各地に設置されています。世羅町では町の直営で運営しており、社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャーが所属しています。高齢者に関する相談・訪問対応や介護予防、介護保険に関すること、認知症相談、医療と介護の連携等を行います。

例えば次のようなことが相談できます。

同居している家族に
介護が必要。
でもどんなサービス
利用できるか
わからない…。



外出の機会が
減っている。
何か教室や運動に
参加したい！



家族の物忘れが
増えている。
どう対応すれば
良いのだろう？



近所の高齢者宅から
怒鳴り声がする。
高齢者の方が心配…。



★お知らせ★

高齢者の相談窓口として訪問活動や家族介護教室等を行っていた地域型支援センターさくら（世羅町社会福祉協議会）が3月末をもって終了します。4月からは高齢者の相談窓口は地域包括支援センター（福祉課）のみとなります。

相談には専門職が対応しますので、お気軽にご相談ください。



【お問合せ先】

地域包括支援センター（福祉課） ☎ 0 8 4 7 - 2 5 - 0 0 7 2

令和7年度
第1回

『メンターさんとテーブルトーク』を開催します

発達障害のある子どもを育てた経験のある親（ペアレントメンター 通称：メンター）と交流ができる『メンターさんとテーブルトーク』を開催します。お子さんの発達や子育ての悩みについて、みんなで話してみませんか？

- 🌸 **対象者**：お子さん（未就学児～中学生）の発達や子育てに悩みのある方
- 🌸 **日 時**：5月15日（木） 13時30分～15時30分
- 🌸 **場 所**：大田自治センター



【申込み・お問合せ先】 福祉課 障害者支援係 ☎ 0 8 4 7 - 2 5 - 0 0 7 2

令和7年度から带状疱疹ワクチンの定期接種を実施します

带状疱疹は、水痘带状疱疹ウイルスが免疫低下などで再活性化することで、神経に沿って痛みを伴う水疱（水ぶくれ）が現れる皮膚の病気です。

带状疱疹ワクチンには、带状疱疹やその合併症への予防効果が認められています。

対 象 者	世羅町に住所があり、（１）又は（２）のいずれかに該当する方			
	（１）生年月日が、①～⑨のいずれかに該当する方			
	① 昭和35年４月２日～昭和36年４月１日		② 昭和30年４月２日～昭和31年４月１日	
	③ 昭和25年４月２日～昭和26年４月１日		④ 昭和20年４月２日～昭和21年４月１日	
	⑤ 昭和15年４月２日～昭和16年４月１日		⑥ 昭和10年４月２日～昭和11年４月１日	
	⑦ 昭和５年４月２日～昭和６年４月１日		⑧ 大正14年４月２日～大正15年４月１日	
	⑨ 大正14年４月１日以前			
※①の年度内に65歳になる方以外（②～⑧の方）は５年間の経過措置によるものです。 対象者は年度によって異なります。				
※⑨の101歳以上の方が対象となるのは令和7年度に限ります。				
定期接種において带状疱疹ワクチンが接種できるのは、生涯１度のみです。接種の機会を逃さないようご注意ください。				
（２）60歳以上65歳未満で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害があり、日常生活がほとんど不可能な方（かかりつけ医にご相談ください。）				
接種期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日			
接種費用と自己負担額 （①か②のいずれかを選択）	ワクチンの種類	接種費用	自己負担額	備考
	① 生ワクチン （ビケン）	8,400円	2,500円	１回接種（接種後５年時点で４割程度の予防効果）
	② 組換えワクチン （シングリックス）	21,600円 （１回あたり）	6,500円 （１回あたり）	２か月間隔で２回接種（接種後10年時点で７割程度の予防効果）
生活保護世帯の方は、自己負担はありません。				
手 続 き	予防接種を希望される対象者の方には、「带状疱疹予防接種券」を発行しますので、ワクチンの種類を決めた上で、健康保険課又はせらにし支所生活課で申請してください。 ※発行した接種券を、県内医療機関へ持参して、接種を受けてください。 ※医療機関へ直接予約をしてください。医療機関によっては、事前に受診が必要な場合もあります。			

- ◆組換えワクチン（シングリックス）を接種される場合は、接種期間内に2回目の接種を完了してください。
- ◆带状疱疹ワクチンは、医師が特に必要と認めた場合に、インフルエンザワクチンや新型コロナワクチン等と同時接種が可能です。
- ◆带状疱疹ワクチンの接種対象や予防効果、また、副反応等をよくご確認ください、医師と相談の上接種をご検討ください。

【申込み・お問合せ先】

健康保険課 健康増進係 ☎0847-25-0134

せらにし支所 生活課 ☎0847-37-2111



けんこう保つと情報



「健幸セミナー(運動講座)」のご案内

今回は、運動効果を高めるウォーキング方法をお伝えします。どのような歩き方が正しく、身体に良いかご存知ですか。初夏のさわやかな風と新緑を楽しみながら、一緒に体を動かしましょう！

お申込みは不要です。お誘い合せの上、お気軽にご参加ください。

【日 時】 5月21日(水) 13時30分～15時30分

【会 場】 せらにشتاونセンター つばきホール(大字小国3381番地)

【テーマ】 歩いて伸ばそう健康寿命(ウォーキング講座)

【講師】 健康運動指導士 鮎本 英治 さん

【持参物】 水分補給のための飲料・タオル

※運動しやすい服装でお越しください。



【お問合せ先】 健康保険課 健康増進係 ☎0847-25-0134

5月12日は看護の日

毎年5月12日は「看護の日」です。看護の心・ケアの心・助け合いの心は今後の少子高齢社会を支えていくために大切です。こうした心の認知・普及のため、近代看護を築いたフローレンス・ナイチンゲールの誕生日にちなんで、旧厚生省により1990年に制定されました。



※びんご看護ネットをご活用ください※

看護職員をめざす方を対象にした「びんご看護ネット」ホームページ内には、備後圏域の先輩看護師の声や、看護職になるための学校、奨学金についての情報、また看護職の復職支援情報等も掲載されています。

【びんご看護ネット】⇒



【お問合せ先】 健康保険課 健康増進係 ☎0847-25-0134



自死遺族の分かち合いの場「モミジ」

家族を自死で亡くされた遺族が集まり、同じ境遇を分かち合う自由対話形式の交流会です。苦しい胸の内、ふだんの生活では話せないこと等を声に出してみませんか。無理に話さなくても、聞くだけでもかまいません。

【日 時】 5月11日(日) 13時30分～15時45分(受付13時15分～)

【会 場】 せら文化センター 2階和室(つつじ) (大字寺町1158番地3)

【参加費】 300円(茶菓子代)

※申込不要、自死遺族のみ参加可能

※途中参加、退室自由

※匿名・ニックネームでの参加可能。プライバシーは守られます。



【お問合せ先】 自助グループ・モミジ ☎070-1875-0624

受講生の募集

「食のはつらつ講座」がはじまります！

6回シリーズで、「食のはつらつ講座」（食生活改善推進員育成講座）を開催します。
食を通じた健康づくりについて学び、自分や家族そして地域の食習慣の改善について、仲間と一緒に考えてみませんか。

講座の中では、“バランスのよい食事”の調理実習も実施します。「心とからだにおいしい食事」を楽しみましょう。申込みをされた方に、詳しい開催通知をお送りします。

- ◆開催日 6月27日、7月25日、9月26日、10月24日
11月28日、12月19日（いずれも金曜日）
※都合により変更することがあります。
- ◆時 間 9時30分～11時30分（調理実習がある場合は13時30分まで。）
- ◆会 場 世羅保健福祉センター
- ◆内 容 栄養の基礎知識や生活習慣病予防のための食事の講義
調理実習、運動等
- ◆対 象 町内在住の方
- ◆受講料 無料（調理実習食材費の実費をご負担いただきます。）
- ◆申込み締切り 6月13日（金）



【申込み・お問合せ先】 健康保険課 健康増進係 ☎0847-25-0134

世羅町商工会ニュース

世羅町商工会は世羅町で唯一の総合経済団体で、町内約600の事業所が加入しています。様々な業種・規模の事業所で構成され、地域内のネットワークが非常に充実しているのが特徴です。

商工業者の経営をサポートする『公的支援機関』でもあり、会員であるか否かを問わず、世羅町内の事業所の経営改善に向けた事業計画の策定や、資金調達の支援や税務・労務等経営に関する総合的なサポートを行っています。

また、これから創業を志す方や、事業承継をお考えの方への支援も関係団体と連携して実施しています。お気軽にご相談ください。

【お問合せ先】

世羅町商工会（大字西上原118番地2）

☎0847-22-0529



世羅町商工会
ホームページ



犬の登録・狂犬病予防注射(集合注射)の実施について

犬の登録・狂犬病予防注射(集合注射)を次の日程で実施します。是非ご利用ください。

月／日	地 区		場 所	時 間(予定)
6/3 (火)	世羅西地区	山中福田	山福田自治センター	9時30分～ 9時40分
		長田	篠村集会所	9時50分～ 9時55分
			長田生活改善センター	10時00分～10時05分
		下津田	イマタニ前交差点付近	10時15分～10時20分
			中陰地集会所	10時25分～10時30分
			津名自治センター	10時35分～10時45分
		上津田	大池集会所	10時55分～11時05分
		黒川	ママショップおくがわ横	11時10分～11時25分
		小国	吉實正信様宅前	11時30分～11時35分
見田集会所	11時50分～11時55分			
せらにし支所前	12時05分～12時20分			
6/4 (水)	甲山地区	宇津戸	箱消防屯所	9時20分～ 9時25分
			宇津戸自治センター	9時30分～ 9時40分
			清竹産業車庫付近	9時45分～ 9時55分
		川尻	奴田橋付近	10時05分～10時15分
			陰地中組集会所	10時20分～10時25分
		東上原	中央自治センター	10時30分～10時40分
		伊尾	伊尾中組集会所	10時45分～10時50分
		小谷	小谷集会所	11時00分～11時05分
		伊尾	伊尾自治センター	11時10分～11時20分
		青近	すずらん荘	11時35分～11時40分
		別迫	青近口付近	11時45分～11時50分
			播磨消防屯所	12時00分～12時10分
			東自治センター	12時20分～12時30分
		赤屋	赤屋会館	12時45分～12時50分
		西上原	白梅会館北側消防屯所	13時00分～13時10分
6／5 (木)	世羅地区	西神崎	西神崎消防屯所	9時20分～ 9時30分
		本郷	本郷消防屯所	9時35分～ 9時45分
		安田	大見自治センター	10時00分～10時10分
		徳市	徳市会館	10時20分～10時25分
		黒淵	黒淵会館	10時35分～10時40分
		京丸	せら香遊ランド グラウンド付近駐車場	10時50分～10時55分
			京丸会館	11時05分～11時15分
		重永	重永前会館	11時25分～11時35分
			JA尾道市西大田事務所	11時45分～11時55分
		青水	青水会館	12時05分～12時10分
		津口	津口創作館	12時15分～12時25分

集合注射における注意事項

◆接種できない犬

- ・飼い主が制御できない
- ・病気の治療中
- ・体調不良や栄養障害がある
- ・発情中、妊娠中、授乳中
- ・1か月以内に別のワクチンを接種した
- ・以前に予防接種や、他のワクチンで異常があった



接種に不安がある場合は来場せず、かかりつけの動物病院にご相談の上、動物病院での接種をお勧めします。

◆集合注射について

- ・1頭につき注射料金3,100円、同時に登録される場合は別途3,000円かかります。
- ・登録済みの犬の飼い主の方には町から案内ハガキを送付しますので、必要事項を記入し、当日必ずご持参ください。
- ・当日はおつりのいらないようご準備ください。
- ・状況に応じて時間が前後することがあります。
- ・お近くの会場以外でも接種ができます。

世羅町指定の動物病院でも登録・注射を受けることができます

せら動物病院(大字西上原461番地1)

☎0847-22-1313

かじや動物病院(三原市久井町羽倉1331番地)

☎0847-32-7430

松岡動物病院(三原市明神3丁目22番6)

☎0848-62-5854

せらのは動物病院(大字寺町1149番地1)

☎0847-22-0277

※世羅町指定以外の動物病院で狂犬病予防注射を受けた場合は、狂犬病予防注射済票との引換えが必要です。注射を受けた動物病院から交付された『狂犬病予防注射済証』を町民課環境整備係又はせらにし支所へ持参し『世羅町狂犬病予防注射済票』の交付を受けてください。
なお、1頭につき550円の交付手数料が必要です。

※町へ登録している犬が死亡した場合は届出が必要です。

町民課環境整備係又はせらにし支所へ鑑札、狂犬病予防注射済票を持参してください。
またオンラインでも手続可能です。



【お問合せ先】

町民課 環境整備係

☎0847-22-4513

令和7年度 農作業標準料金

世羅町農業委員会では、農作業の受託・委託をされる場合の農作業標準料金を次のとおり定めましたので、参考にしてください。

作業内容		単位	金額（税別）
耕起		10a	9,000円
代かき		10a	13,000円
耕起から代かきまで		10a	22,000円
田植え		10a	施肥機なし 6,600円 側条施肥機植え 7,700円 (除草剤散布機付)
刈取り脱穀収穫作業		10a	24,000円
あぜ塗り		1m	60円
一般農作業		時間	1,100円
草刈り作業		時間	1,600円（機械・燃料込）
農薬散布	粉剤・粒剤	10a	1,600円（薬剤は別）
	乳剤・水和剤	10a	2,700円（薬剤は別）
	ドローンによる散布 (粒剤・液剤)	10a	2,500円～3,000円 (薬剤は別・オペレーター含む)
肥料・土壌改良資材散布		10a	各種 1,700円 (肥料・改良資材は別)
堆肥散布		2t/10a	4,500円（堆肥は別）

- ・標準料金は参考としていただくために定めたものです。
- ・田の条件等（未整備田・湿田倒伏等）により2割増まで、また、受託・委託の際はよく話合って料金を決めてください。
- ・機械作業では、原則として機械・燃料・オペレーターについては受託者が負担し、それ以外は委託者が負担することを前提にしています。
- ・機械作業以外の作業や委託作業に付随する作業（たとえば田植の際の苗の運搬等）については、事前に双方でよく話し合ってください。
- ・農薬散布について、ヘリコプター等を使用される際は、受託者と別途協議の上、料金を設定してください。

【お問合せ先】 農業委員会事務局 ☎0847-22-5301

せらたすきー券が利用できる事業者

○一般タクシー等

- ・世羅交通 ☎0847-22-5588
- ・三川タクシー ☎0847-24-0511
- ・十番交通 ☎0824-43-2010
- ・せらまちタクシー（デマンドタクシー） ☎0847-25-5050
- ・備三タクシー ☎0847-22-5400
- ・三原交通 ☎0847-22-0771

○路線バス

- ・中国バス（尾道駅前線：世羅⇄尾道、三原駅前線：世羅⇄三原、甲山三次線：世羅⇄三次）
- ・芸陽バス（河内駅線：世羅⇄東広島）
- ・十番交通（下津田線：世羅⇄三次）

○自治センターからの運行

- ・津名自治センター（ふれあい号） ☎0847-39-1047
- ・黒川自治センター（つながり号） ☎0847-37-2117

申請先

福祉課（世羅保健福祉センター内）
せらにし支所 生活課

【お問合せ先】 福祉課 高齢者地域包括支援係 ☎0847-25-0072

パートナーシップ宣誓制度が始まりました

町では、全ての人がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合いながら、1人の人間としてその個性と能力を十分に発揮できる社会をめざして、令和7年4月から「世羅町パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。

パートナーシップ宣誓制度とは

一方又は双方が性的マイノリティ（性的指向や性自認のあり方が少数派である人）の2人が、互いに人生のパートナーであることを宣誓し、町が宣誓したことを証明するものです。

※法的な効力が生じるものではありません。

宣誓できる人（次の要件を全て満たす方）

- ・双方又はいずれか一方が世羅町民であること（転入予定を含む）
- ・成年に達していること
- ・配偶者（事実婚を含む）がいないこと
- ・宣誓者以外の人と宣誓していないこと
- ・宣誓者同士が近親者でないこと（養子縁組の場合を除く）

宣誓手続の流れ

① 宣誓日の予約

宣誓希望日の1週間前までに、電話や電子メールなどで予約

② 宣誓日

2人そろって来庁し、宣誓書に署名（宣誓は個室で行います。）

＜必要書類＞

- ・住民票又は住民票記載事項証明書
- ・戸籍抄本
- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

※その他の書類が必要となる場合があります。

③ 受領証等の交付

書類を確認後、宣誓書受領証等を交付

受領証等を提示することで利用できる主な行政サービス

町営住宅の入居者申込み、腎臓機能障害者及び難病疾患患者通院助成金の申請、重度心身障害者介護手当支給の申請、児童発達支援事業等利用者負担金助成の申請、身体障害者等にかかわる軽自動車税（種別割）の減免申請

【申込み・お問合せ先】

町民課 町民係

☎0847-22-5302



世羅町
ホームページ

世羅町外出支援事業 ～『せらたすきー券』について～

高齢者や障害のある方が、住み慣れた地域で生活することを支援するために、外出支援事業として「せらたすきー券」を交付しています。

対象者

- 町内に住所を有し、居住している方で、次のいずれかに該当する方
1. 介護保険の要介護「1～5」の認定を受けている方
 2. 身体障害者手帳「1級、2級、3級」をお持ちの方
 3. 療育手帳「A、A、B」をお持ちの方
 4. 精神障害者保健福祉手帳「1級、2級」をお持ちの方
 5. 満65歳以上で、世羅警察署等へ有効期限内の運転免許証を返納し、「運転免許の取消通知書」等の交付を受けた方
 6. 満75歳以上の一人暮らしで、申請時点で運転免許証をお持ちでない方（運転免許失効者含む。）
- ※介護施設に入所中の方は対象になりません。ただし、ケアハウス入所中の方は対象です。



令和7年度はクリーム色のチケットです。

申請方法

本人又は代理人の申請に基づき「せらたすきー券」を交付します。次のものをご持参の上、申請手続をしてください。

○対象者であることが確認できるもの

- ・介護保険証 ・身体障害者手帳 ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳 ・運転免許の取消通知書 ・運転経歴証明書

○本人確認書類（代理申請の場合、代理人の本人確認書類）

- ・顔写真付き本人確認書類の場合は1点
- ・顔写真付き本人確認書類をお持ちでない方は2点（年金手帳や介護保険証等）

利用方法

- ・「せらたすきー券」は1回の乗車につき、複数枚利用できます。ただし、お釣りはできませんので端数は現金でお支払いください。
- ・運転免許証を返納し、「せらたすきー券」の交付を受けた方は、生計を一にする同居の親族で運転免許証を持たない方も利用できます。
- ・路線バスは、町内で乗車又は降車する場合に限り利用できます。（高速バスは対象外です。）

町外福祉タクシー・介護タクシーの利用について

1. 現金で乗車料を支払い、領収書を受取ります。（「せらたすきー券」は利用できません。）
 2. 福祉課又はせらにし支所生活課へ「領収書、せらたすきー券、対象者の通帳」を持参し、必要事項を請求書に記載します。利用金額分の「せらたすきー券」は返却してください。
 3. 審査後、対象者の口座へ「せらたすきー券」利用分の金額を振込みます。
- ※町内の福祉タクシーを利用の場合は、「せらたすきー券」でお支払できます。

NO! スポハラ

スポーツ・ハラスメント（暴力、暴言、ハラスメントなど）に、
みんなが『NO！』と言う社会を目指して

『スポハラ（スポーツ・ハラスメント）』とは？

「スポハラ（スポーツ・ハラスメント）」とは、スポーツの現場において、「暴力」、「暴言」、「ハラスメント」、「差別」など“安全・安心にスポーツを楽しむことを害する行為”のことです。

指導者と指導を受ける者との関係のみならず、スポーツの現場における関係者の誰によっても、また誰に対してであっても、スポハラは起こります。



スポーツくじ WINNER 0000 BIG
この活動は、スポーツ振興くじ助成金を受けて実施しています

地域人権講座を開催しています。

社会教育課では、住民自治組織（大組織）と連携して地域人権講座を開催しています。地区ごとに学習方法や対象者、テーマを選んでいただき、DVD視聴やグループ討議等で意見や気づき等を出し合って、人権について学びます。人権は、違いを認め合い、お互いを思いやり、大切に思うことが基本です。安心して地域で暮らせるよう、みなさんで学び合いましょう。お近くの会場で開催されるときは、是非誘い合ってお参加ください。また、サロンやグループでの学習についてもお気軽にご相談ください。

【お問合せ先】 社会教育課 ☎ 0847-22-4411

ヒヤシンスがきれいに咲きました

昨年10月17日に世羅小学校で、水耕栽培のポットに植付けた「人権の花（ヒヤシンス）」が、児童の皆さんのおかげできれいに咲きました。

これは人権擁護委員が、毎年、町内の小学校1校で行っている人権の花運動のヒヤシンスです。児童が自ら育てることにより、花を育てる大切さ・相手のことを思いやる心・命の大切さ・感謝の気持ちなどを感じてもらえたと思います。

花の一つ一つに笑顔があります。これからもたくさんの笑顔と優しい気持ちが広がることを実感しています。私たち大人にも、笑顔と優しい気持ちが広がると良いですね。



一人ひとりの心に 咲かせよう しあわせの花

世羅町人権擁護委員

～令和6年度小学生人権標語作品～

やめようよ スマホでかくさん いやなこと

広島法務局尾道支局・尾道人権擁護委員協議会

常設人権相談所

【相談時間】 8時30分～17時15分（祝日・年末年始を除く月～金）

【相談場所】 広島法務局尾道支局（尾道市古浜町27番13号）

☎0848-23-2883

次回の 人権相談日

日時 **5月30日(金)**
9時～12時

会場 せら文化センター
お問合せ 町民課 町民係
☎0847-22-5302

こちらでも相談できます。一人で悩まずご相談ください。

様々な人権問題の相談

みんなの人権110番

☎0570-003-110

いじめ・虐待など
こどもの人権問題の相談

こどもの人権110番

☎0120-007-110

セクハラ・家庭内暴力など
女性の人権問題の相談

女性の人権ホットライン

☎0570-070-810

学びの集大成！『学びピア』開催

2月13日、せら文化センターで学習成果発表会『学びピア』を開催しました。

ダンス同好会によるオープニングから始まり、華やかな幕開けとなりました。近隣の中学生もお招きし、学科での活動や、就職・進学者による合格者体験など、それぞれの学びを互いに発表しました。他学年や他学科の活動に触れることで、とても良い刺激となりました。



令和6年度卒業証書授与式

3月4日、令和6年度卒業証書授与式を挙行し、78人の生徒が世羅高校を卒業しました。

今年度は、生徒会をはじめとして、生徒が一丸となり新たなことに挑戦し続け、まさに『高志挑戦 感謝貢献』という言葉が当てはまる1年間となりました。大島校長から式辞で、「皆さんが懸命に努力し挑戦する姿は、保護者の方々や私たち教職員、地域の方々に多くの感動と勇気を与えてくれました。『百花繚乱』、それぞれに全く異なる美しい花に成長した卒業生諸君、これからの人生が幸せに満ちたものであることを祈っています」とはなむけの言葉を贈りました。





心原性脳塞栓症 ー当院でできること・できないことー

脳神経外科 まつだ ゆうき 松田 勇輝

脳卒中 (brain attack、stroke) は令和3 (2021) 年の厚生労働省の人口動態統計によれば、日本人の死因の第4位です (1位:がん、2位:心疾患、3位:老衰)。また寝たきりとなる原因の第1位の病気です。脳卒中全体の概要説明については令和6 (2024) 年2月号の広報せら (No.233) で、当院脳神経外科の門田 秀二医師が執筆されておりますのでご参照ください。

今回は心原性脳塞栓症に焦点を絞り、少しお話をします。心原性脳塞栓は日本における脳梗塞の約20~30%とされており、高齢化に伴いその割合は増加しています。発症すると重症化しやすく、死亡率や後遺症のリスクが高いことが特徴です。著名な方の中では、故 小渕 恵三元首相や、プロ野球・読売ジャイアンツの長嶋 茂雄終身名誉監督が発症されています。

心原性脳塞栓の予防には、基礎疾患の管理が重要です。特に心房細動がある場合、適切な抗凝固療法 (血液をサラサラにする薬の使用) を忘れず服用することが推奨されます。抗凝固薬には、ワルファリンや直接経口抗凝固薬 (DOAC) があり、患者さんの状態に応じて選択されます。また、生活習慣の改善も重要です。規則正しい運動、バランスの取れた食事、禁煙、適度な飲酒などを心がけ、血圧や血糖値の管理を行うことでリスクを低減できます。

急性期の治療としては、血栓を溶かす「血栓溶解療法 (t-PA治療)」や、カテーテルを用いて血栓を除去する「血栓回収療法」が行われます。特に平成27 (2015) 年以降、血栓回収療法の進歩により、重篤な心原性脳塞栓症に関して機能回復の可能性が高まっています。一概には言えませんが、発症から治療終了までの時間が短いほど「歩いて帰れる」可能性が高まるわけです。

いきなり重篤になるため「ノックアウト脳卒中」と呼ばれますが、治療によって劇的に改善する可能性もあることは事実です。当院ではt-PAの治療までは可能ですが、血栓回収療法の治療は行うことができません。そのため、当院で診断を行っても、すぐにカテーテル治療の可能な高次医療機関に搬送していかなければならない可能性があるのです。

1分1秒を争う病気であり、居住地や状況によっては当院を経由せずに直接高次医療機関に搬送した方がよいケースもあることは、是非地域の皆様にも知っていただきたいと思います。

次の症状が複数ある場合は積極的に脳の主要な血管が詰まっている可能性を疑います。もし、隣にいる家族が次の症状を突然認めた場合には発症時間や症状について救急隊の方に伝えていただく大変有り難いです。



1 脈不正



2 共同偏視



3 半側空間無視



4 失語



5 顔面麻痺



6 上肢麻痺

最後に、心原性脳塞栓は適切な予防と早期対応でその影響を軽減できます。ご自身やご家族の健康のために、定期的な健康診断を受け、リスク管理を意識することが大切です。

※共同偏視: 両目と同じ方向又は対称性を持ち、偏って位置する状態のこと。

※半側空間無視: どちらか左右の空間を認知できず、左半分又は右半分の空間がなくなっている状態

木山町長室



時代の流れのその先に

田植えの準備が始まり、何かと気ぜわしい季節になった。連日の報道で、備蓄米の入札や今後の米価について聞くことが多い。世羅町では世羅郡農業再生協議会で米の作付け目安が70%と示された。我が家では、何年も植付けしていない田んぼを復活しようにも、できないところばかりで、例年以上の作付けは難しい。米どころの東北では増産との声もあるが、全国的には農業法人で二年三作など、管理が徹底された場所であれば可能なのであろう。

思い起こせば今から40年ほど前、農協で米の担当をしていた時は1袋が1万円近くして、早朝から倉庫前で入庫を順番待ちする風景があった。全て手作業で終日作業し、数量が合わない時には、遅くまでみんなでがんばっていたのを思い出す。多忙ではあるが1日の時間はゆったり流れる感じであった。今の時代、スマート農業等で効率よく作業をこなすが、機器の新規

導入は高価で、投資は大変である。時代のスピードに適応した若い世代に引継ぎ、就農を進めるためには、経営できる仕組みづくりが必要である。

また、信用事業を担当した同じ時代、伝票処理は算盤の時代だった。私は電卓を併用していたが、一発で計算が合わないことも。当時は今のパソコンに近い電算システムに切替わる時で、研修に行き同僚職員に伝える役割をした際は、気合を入れて行った。特に為替などミスは許されず、間違えば大変なことになる。今ではタブレット端末による操作が可能だが、最初に切替える際にはヒヤヒヤする。今や議会もデジタル化で、今年度は職員側にも導入となる。ペーパーレスによる経費削減に努めながら、上手く対応できるように進めていきたい。

時代の流れは速くいろいろな発展があるが、人と人との感情を忘れることなく、思いやりや感謝の気持ちを大切にしたい。今月から新たな場所でスタートされた若い世代にも、時流を読み活躍されることを心から期待している。

地域おこし協力隊通信

生物多様性保全担当の山岸です。先日、「暮らしの豊かさ」について考える機会があったので、紹介したいと思います。

2月1日、小国地区振興協議会「山活部」主催で開催された「なめこ原木づくり教室」に参加しました。「山活部」の活動は、防災の観点から、有事に備えて身近な資源を利用するスキルを身に付けることを目的としています。有事にエネルギーとなる木材や水を自給するためには、資源が存在することに加えて、その資源を使う技術、持続的に管理する技術も必要です。

活動を通じて参加者は「豊かさ」を得ることが出来ます。体を動かすことによる心身の健康、「楽しい」「美味しい」などのポジティブな感情、作業への没頭や達成感、活動から育まれるコミュニケーションなどです。また、身近な資源を利用する知識や技術があれば、お金や社会インフラに依存しすぎない安定した暮らしを手に入れることが可能になります。

かつての里山は、木材や肥料、牛馬の飼料、食料など、暮らしを支える資源をもたらす場でした。ところが現代では、世羅町のような中山間

地域は、生活様式の変化や管理不足により荒廃した山林を多く抱えている現状にあります。この活動のように、様々な人が山林に関わることで、管理・利用が促進されるとともに、「暮らしの豊かさ」をもたらす場としての里山の機能も蘇る、そんな可能性を感じました。



チェーンソーを使い原木をカットする



おいしい！きのこ汁

大田庄歴史館展示・収蔵品紹介 ― シリーズ ④

石器 抉入柱状片刃石斧 (破片) 一個

弥生時代中期…紀元前2～紀元前1世紀
 原所在地 大字長田 石材 不詳
 現長9cm (現長) × 縦幅4cm × 横幅2.8cm

写真の石器は、弥生時代中期の片刃の磨製石斧です。凹みをもつ棒状のその形態から、「抉入柱状片刃石斧」と呼ばれています。
 抉りは、装着時に柄に石斧を縛る紐がまわる部分で、本資料のものは刃先から胴部の約10cmのところから柄側の基部欠損しており、一部しか残っていません。使用中に負荷がかかって欠けたものと推定されます。

用途は、伐採した木を木材へと加工するために、木の皮を剥ぎ、ささくれをとり、木材の形を整えるための工具であったと考えられています。この石器の特徴は、平たい片刃の横斧であるため、板材を作ったり、丸木の表面を調整したりすることができるといえるのです。後世の手斧(チョウナ)の祖形とされています。

この石器は、縄文時代には出土しない石器であることから、水稻稲作と共に中国の有段石器にその起源をもち、長江(揚子江)下流域から日本に伝わったとされています。

弥生時代の水稻農耕文化の一つとして、世羅台地はもとより中国地方の内陸部の人々へも伝えられたのでしょう。

抉入柱状片刃石斧



※この資料は、令和6年9月に町民の方から寄贈を受けたものです。

第28回「わたしの企画展」事業

令和7年度 坂川典子社中会会員総合展～書道・華道作品展～

会 期：5月17日(土)
 ～5月25日(日)
 会期中休館日：火・水・木曜日

主 催：坂川典子社中会

開館時間：午前10時から午後5時
 (受付は16時30分まで)

ただし、初日は午後1時から開催、最終日の25日は午後4時まで

会 場：世羅町大田庄歴史館 (大字甲山159番地)
 2階企画展示室及び学習室

入 館 料：高校生以上おとな210円(150円) 中学生以下こども100円(70円)
 ※常設展示室も見学できます。()内は団体料金：20人以上。
 ただし、次に掲げる方は入館料が免除となります。

- ①町内に居住・通学する小学生・中学生・高校生及び学校引率者の方。
- ②障害のある方及びその介護者で、障害者手帳等の提示をされた方。

都合により開催内容を変更することがありますので、ご了承ください。

【お問合せ先】 社会教育課 ☎22-4411 大田庄歴史館 ☎22-4646



令和6年度の展示の様子

春期における交通事故防止について

～交通安全年間スローガン～

「てをあげて くるまにおしらせ ぼくはここ」

行楽シーズンの到来から、レジャーに出かけることが多くなる季節です。

車の通行量が増えるなど、道路における危険性も増えることから、歩行者もドライバーも交通事故に気をつけましょう。

歩行者の安全確保

- ・ドライバーの方は、夜間に走行する際は、早めにライトを点灯させるとともに、ハイビームを活用しましょう。
- ・歩行者の方は、夕暮れ時や夜間に外出する際は、LEDライトや反射材を活用し、ドライバーに自分の存在を早く見つけてもらえるように努めましょう。



飲酒運転の根絶

- ・アルコールは、少量の摂取でも安全運転に必要な情報処理能力、注意力、判断力を低下させ、交通事故の危険を高めます。
- ・お酒を飲んだら絶対に運転をしてはいけません。
 - 酒気帯び運転の禁止
【罰則】 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
 - 酒酔い運転の禁止
【罰則】 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- ・飲酒運転を助長する禁止行為（酒類提供、車両貸与、同乗）を犯した周辺者にも厳しい罰則が設けられています。



シートベルト・チャイルドシートの適切な使用

- ・後部座席を含めた全ての座席でシートベルトを着用しましょう。
- ・チャイルドシートを安全に使用するためにも、ハーネス（肩ベルト）をしっかりと肩にかけて大人の指が一本入る程度まで締め付けましょう。
- ・6歳以上であっても子どもの体格によってはシートベルトが十分な効果を発揮できない場合があるので、その際は、チャイルドシートを使用しましょう。



山岳遭難の防止 ～安全で楽しい登山のために～

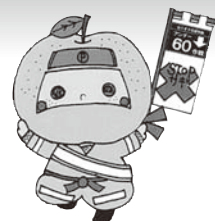
春の山は、温暖で天気の良い日が多く、「これくらいの準備で大丈夫だろう」などと油断しがちですが、実際には、突然の悪天候や準備不足などが原因で道に迷ったり、登山道から転落する事故が発生しています。

- ・無理のない登山計画を立てましょう。
- ・登山届（登山計画書）を作成し、登山する山を管轄する警察署に提出しましょう。
- ・装備品、服装、食料等を整えましょう。
- ・現地の気象や山の状況をしっかり把握しましょう。
- ・複数人で登山しましょう。



世羅警察署 だより

世羅警察署
マスコットキャラクター



せらまる。



県警メールマガジン
二次元コード

偽の警察官がSNSやビデオ通話で名前入りの逮捕状を示して、「お金を払えば逮捕されない。」と言い、お金をだまし取る事件が多発しています。

警察官がSNSでお金を要求することは絶対にありません！

このような要求があった場合は、すぐに家族や警察に相談しましょう。



せらっぴい

【お問合せ先】 世羅警察署 ☎0847-22-0110

3/1

令和7年 春季消防大実戦訓練

大字黒川 黒川明神山南山麓付近一帯において、世羅消防署、世羅町消防団合同で令和7年春季消防大実戦訓練を実施しました。

火災が多発する季節を迎え、大規模な林野火災を想定した訓練を行うことで連携体制を再確認しました。



3/2

世羅町ボッチャ大会 を開催しました！

3月2日（日）に世羅町内13地区から11チームが参加し、世羅町ボッチャ大会を開催しました。

結果は、中央地区のチームが優勝しました。



令和7年世羅町ボッチャ大会



危険物取扱者試験(令和7年度・前期)

試験日	受験の種類	受験地	受付期間
6月15日(日)	甲種・乙種全類・丙種	広島市	4月28日(月)～5月9日(金)
6月22日(日)		福山市	5月12日(月)～5月19日(月)
6月22日(日)	乙種全類・丙種	三次市	5月12日(月)～5月19日(月)
7月6日(日)		呉市	5月20日(火)～5月27日(火)
7月6日(日)		三原市	5月20日(火)～5月27日(火)

願書提出先・お問合せ先

(一財) 消防試験研究センター広島県支部

〒730-0013 広島市中区八丁堀14-4 JEI広島八丁堀ビル9階

☎082-223-7474 (平日9時～17時)



【お問合せ先】 世羅消防署 ☎0847-22-3737

世羅西出張所 ☎0847-37-2717

一般財団法人消防試験
研究センターホームページ

甲種防火管理講習

講 習 日	講 習 会 場	申 込 期 間
6月 5日 (木)・6月 6日 (金)	福山市生涯学習プラザ	4月17日 (木)～4月24日 (木)
6月19日 (木)・6月20日 (金)	呉市広市民センター	5月 7日 (水)～5月14日 (水)
6月26日 (木)・6月27日 (金)	三原市消防本部	5月15日 (木)～5月22日 (木)

受講申込み先・お問合せ先

(一財) 日本防火・防災協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門二丁目9-16 日本消防会館 8階

☎ 03-6263-9903 FAX 03-6274-6977

☎ 03-6263-9904 FAX 03-6812-7140

受験願書及び受講申込書の配布先

世羅消防署・世羅西出張所

【お問合せ先】 世羅消防署 ☎ 0847-22-3737

世羅西出張所 ☎ 0847-37-2717



無料登記相談会の開設

登記申請書の書き方、相続、会社の役員変更登記等、登記に関することなら何でもお気軽にご相談ください。

地元の専門家のご協力で開設します。

(予約不要)

開設日…

5月14日、6月11日、7月9日、

8月13日、9月10日、10月8日、

11月12日、12月10日、1月14日、

2月10日、3月11日

場所…世羅町役場2階会議室

時間…9時～11時30分

【お問合せ先】

総務課 総務係

☎ 0847-22-1111

年金相談所の開設

年金受給に関すること等、年金制度一般について社会保険労務士がご相談をお受けします。

日時…5月15日 (木) 10時～15時30分

(完全予約制)

場所…世羅町役場 2階会議室

申込み等…三原年金事務所へお申込みください。また、お問合せの際は、年金手帳又は年金証書をお手元に準備されておくことをお勧めします。

【お問合せ先】

日本年金機構 三原年金事務所

☎ 0848-63-4111

※音声案内 番号1⇓2

※今年度も昨年度同様、奇数月及び6月・2月の第3木曜日に開設されます。

せらにし老人福祉センター 貸館業務の終了について

令和7年3月31日をもって貸館業務を終了しました。長い間ご利用いただき、ありがとうございました。

【お問合せ先】

せらにし支所 生活課

☎ 0847-37-2111

企業版ふるさと納税報告

世羅町へ企業版ふるさと納税として寄附をいただきました企業様を報告します。

・土井造園株式会社 (広島県広島市)

・株式会社新枝建設 (広島県広島市)

・井上建設株式会社 (広島県三原市)

・丸善製薬株式会社 (広島県尾道市)

・株式会社ロイヤルコーポレーション (広島県広島市)

(広島県広島市)

・非公表 2社

企業版ふるさと納税とは、町外に本社がある企業が、寄附を通じて地方創生の取組を応援するものです。

この度の寄附を本町の地方創生事業に大切に活用させていただきます。ありがとうございました。

令和7年5月1日から世羅町立地適正化計画に係る届出制度が始まります

人口減少や少子高齢化、また近年頻発・激甚化する自然災害などの社会変化に対応し、安心して暮らし続けることができるまちづくりを実現するため、世羅町立地適正化計画を策定し、令和7年5月1日の公表を予定しています。この計画公表に伴い、都市計画区域において次の行為を行うときは、着手する30日前までに届出が必要となります。

誘導区域の範囲や誘導施設、届出様式など詳細は世羅町ホームページでご確認ください。

【お問合せ先】

建設課 建設係 ☎0847-22-5309



世羅町ホームページ

対象区域	対象行為	
居住誘導区域外	開発行為	3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、規模が1,000㎡以上のもの
	建築等行為	3戸以上の住宅を新築しようとする場合 - 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合
都市機能誘導区域外	開発行為	誘導施設を有する建築物の建築を目的に行う開発行為
	建築等行為	- 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 - 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物にする場合 - 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物にする場合
都市機能誘導区域内	誘導施設の休廃止	既存の誘導施設を休止し、又は廃止しようとする場合

令和7年度移動町長室の開催

令和7年度移動町長室を次のとおり開催します。

募集団体等 町長と懇談を希望する、町内で活動する団体、サロン、グループ、仲間等でお申込みください。

*参加者はおおむね5人以上としてください。

開催期間等

開催期間…5月から7月末まで。

開催時間…10時から19時までの間に開始し、1時間程度でお願いします。

開催場所 会場は、開催希望団体等で確保してください。

申込み方法 開催希望日の1か月前までに申込書を企画課に提出してください。申込書は、ホームページ又は企画課にあります。

その他 本事業は建設的な意見交換の場として行うものであり、苦情・陳情の場ではないことにご注意ください。

【お問合せ先】

企画課 地域支援係

☎0847-22-3206

自衛隊への情報提供を希望されない方の申出除外申請について

世羅町では、防衛大臣の依頼に基づき、自衛官及び自衛官候補生の募集のため対象者の情報（氏名、住所、生年月日、性別）を提供しています。資料提供の対象となる方は、日本国籍を有しており世羅

町に住民登録がされていて、資料提供を行う年度で17歳に達する方です。

自衛隊への情報提供を希望されない対象者の方は、総務課への申出、又は郵送での申請により、情報提供の対象者一覧から除外することができます。

対象者

令和7年度中に17歳に達する方（平成20年4月2日～平成21年4月1日生まれ）

受付期間

9月30日（火）まで。
※当日消印有効



【申込先・お問合せ先】
総務課 生活安全係

☎0847-22-1111

建設工事の入札執行状況

工事名	町道尾道自動車道側道8号線道路災害復旧工事（第241号）
工事場所	世羅町大字川尻
契約年月日	令和7年3月14日
工期	令和7年3月15日～令和7年7月31日
工事内容	道路災害復旧工事 L=29.5m
契約価格	36,190,000円（税込）
予定価格	40,162,100円（税込）
契約業者	世羅郡世羅町大字宇津戸3453番地1 （有）坂上建設 代表取締役 坂上 栄樹

令和7年度自衛官等採用案内

募集種目		資格	受付期間	試験期日
自衛官候補生		18歳以上33歳未満の者 (32歳の者は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者)	随時	受付時にお知らせします。
第2回 幹部候補生	一般 専門(陸) 一般(陸音楽)	【大卒程度試験】 22歳以上26歳未満の者 (20歳以上22歳未満の者は大卒、修士課程修了者等は28歳未満の者(いずれも見込みを含む。))	4月23日(水) ～6月6日(金)	1次：6月14日(土) 2次：7月26日(土) ～8月1日(金)
		【院卒者試験】 20歳以上28歳未満の者 修士課程修了者等(見込みを含む。)		
	歯科・薬剤科	専門の大卒(見込みを含む。) 20歳以上30歳未満の者 (薬剤科は20歳以上28歳未満の者)		
第1回医科・歯科幹部		医師・歯科医師の免許取得者	5月22日(木)まで。	6月20日(金)
第1回キャリア採用幹部		大卒以上の者で、応募資格に定められた学部・専攻学科等を卒業後、2年以上の業務経験のある者	5月16日(金)まで。	陸：6月9日(月) 海：6月13日(金) 空：6月10日(火) ～12日(木)
第1回技術曹		20歳以上の者で国家免許資格取得者	5月16日(金)まで。	陸：6月9日(月) 海：6月16日(月) 空：6月10日(火) ～12日(木)
第1回一般曹候補生		18歳以上33歳未満の者 (32歳の者は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者)	5月7日(水)まで。	1次：5月17日(土) 18日(日) 2次：6月15日(日) ～18日(水)

※詳しくは、自衛隊広島地方協力本部ホームページをご覧ください。

【申込み・お問合せ先】

自衛隊広島地方協力本部 三次地域事務所
☎0824-62-0350



自衛隊広島地方協力本部
ホームページ



図書館だより



休館日 甲山図書館 (☎0847-22-4515):水曜日
 世羅図書館 (☎0847-22-1022):木曜日
 せらにし図書館 (☎0847-37-2511):火曜日

図書館
から
お知らせ

【図書館行事のお知らせ】

世羅町図書館司書による

「ワクワクはるのおはなし会」

日時…5月10日(土) 11時～11時40分

場所…せら文化センター 和室

参加費…無料

事前申し込み…不要

どしどしお気軽にご参加ください。

【寄贈いただきました】

「せらの子
65号」世羅教育研究会
様より今月の
おすすめ

「不老不死にならなくちゃ」

やうやうと／著



学校を舞台に紡がれた、6つの物語からなる短編コミックです。
 □内(□の中)にある学校の話や、雷に恋した少女の物語など、どれもが奇想で、その世界に心魅かれます。次回作も楽しみみな、世羅町出身の著者の鮮烈デビュー作です。作中に描かれた、世羅の風景を探すのも楽しいですよ。

新着図書

この他にも、たくさんの新しい本が入っています。



甲山図書館

【一般書】

「C線上のアリア」 湊 かなえ／著
 「PRIZE」 村山 由佳／著
 「忘れ得ぬ人忘れ得ぬ言葉」 五木 寛之／著
 「ゆふすげ 歌集」 美智子／著
 「広島ではたらきたくなる本」 坂上 俊次／著
 「対馬の海に沈む」 窪田 新之助／著
 「家庭菜園の超裏ワザ」 和田 義弥／著
 「発酵野菜みそのレシピ」 木村 幸子／著

【児童書】

「ともちゃんとうし」 市川 朔久子／作
 「カっちゃん力がつく」 さいとう しのだ／作
 「おやつどろぼう」 阿部 結／作
 「シロナガスクジラ」 加藤 秀弘／文
 「まさきの虎」 濱野 京子／作
 「メイジー・チェンのラストチャンス」 リサ・イー／著
 「昆虫擬態図鑑」 川邊 透／著
 「深海生物生態図鑑」 藤原 義弘／写真・文



世羅図書館

【一般書】

「酒を主食とする人々」 高野 秀行／著
 「帯で作るバッグ」 ブティック社
 「へこたれてなんかいられない」 ジェーン・スー／著
 「経費で落ちる領収書大全」 石渡 晃子／著
 「わだかまってばかり日記 本と共に」 岩瀬 成子／著
 「二十四五」 乗代 雄介／著
 「嵐をこえて会いに行く」 彩瀬 まる／著
 「藍を継ぐ海」 伊与原 新／著

【児童書】

「全校生徒ラジオ」 有沢 佳映／著
 「小学生になったらともだちずかん」 長谷川 康男／監修
 「わらって、考える! イグ・ノーベル賞ずかん」 古澤 輝由／監修
 「けいさつのずかん」 山田 タクヒロ／絵
 「巨石運搬! 海をこえて大阪城へ」 鎌田 歩／作
 「ゴロゴロヤマネコ不動産」 藤重 ヒカル／作
 「ルンランルンラン」 PEIACO／作
 「月夜のおばけ自転車」 斎藤 洋／作



せらにし図書館

【一般書】

「コシノ三姉妹」 コシノ ヒロコ／著
 「世にもふしぎな法律図鑑」 中村 真／著
 「落語家の本音」 「東京かわら版」 編集部／編
 「警察官のこの日記」 安沼 保夫／著
 「古くて新しいいこそ大豆」 村上 祥子／著
 「図書館の魔女 高い塔の童心」 高田 大介／著
 「猫の刻参り」 宮部 みゆき／著
 「星の教室」 高田 郁／著

【児童書】

「舞踏会 ※[YA]」 芥川 龍之介／著
 「それ犯罪かもしれない図鑑」 小島 洋祐／監修
 「お城の迷路」 香川 元太郎／作・絵
 「はたらく動物病院」 吉田 亮人／写真
 「ねずみくんとチョコレート」 なかえ よしを／作
 「あやとり大図鑑」 福田 けい／監修
 「いつでもトレーニング」 鈴木 まもる／さく・え
 「ワスレッパおじさんのきままなさんぽ」 石津 ちひろ／文

貸出の多かった本

「架空犯」	東野 圭吾／著	5回
「うどは春の香り」	中島 久枝／著	4回
「老いを楽しむ人生の言葉」	和田 秀樹／著	4回
「実は人をモヤッとさせる失言図鑑」	失言研究所／編	4回

予約の多かった本

「C線上のアリア」	湊 かなえ／著	9回
「月収」	原田 ひ香／著	5回
「猫の刻参り」	宮部みゆき／著	5回
「逃亡者は北へ向かう」	柚月 裕子／著	4回



2月届出分

健やかな成長を
お祈りします。



※「広報せら」では発行月の前々月に届出のあった出生について、承諾された方のみ「すこやかに」の欄へ掲載しています。



人口と世帯

3月末現在 () は前月比

人口 14,388人 (−115)

男 6,848人 (−60)

女 7,540人 (−55)

世帯 6,753世帯 (−27)

※住民基本台帳を基にしています。

今月の納付は…

国民健康保険税 …………… 随時分

介護保険料 …………… 随時分

後期高齢者医療保険料 …………… 随時分

納期限 4月30日(水)

納税は口座振替で

口座振替を利用される方は残高の確認をお願いします。

【お問合せ先】 税務課 収納係 ☎0847-22-5300

後期高齢者医療保険料について

【お問合せ先】 健康保険課 保険係 ☎0847-25-0134

5月 休日当番医のお知らせ

3日(土) 瀬尾医院 ☎0847-22-1148

4日(日) 公立世羅中央病院 ☎0847-22-1127

5日(月) 公立世羅中央病院 ☎0847-22-1127

6日(火) 公立くい診療所 ☎0847-32-6111

11日(日) もだ内科クリニック ☎0847-32-5560

18日(日) うらべ医院 ☎0847-25-0116

25日(日) 正覚クリニック ☎0847-25-2251

※都合により、変更になる場合があります。受診する前に医療機関へお問合せください。

救急医療(24時間体制)※事前に症状等を電話して受診してください。
公立世羅中央病院(2次救急指定病院) ☎0847-22-1127

夜間の子ども救急電話相談 (19時～翌朝8時)
(土日祝・年末年始は17時～翌朝8時)

プッシュ回線・携帯電話	局番なしの#8000
それ以外の電話回線	082-555-8870

※詳細は広島県ホームページをご覧ください。

※本誌については24時間表記で統一しています。



町内の交通死亡事故発生状況

○3月末現在の交通事故発生状況

区 分	町内の全交通事故数			町内の高齢者の交通事故数		
	令和7年	令和6年	減 増	令和7年	令和6年	減 増
人傷事故	4	3	1	1	2	−1
死 者	0	0	0	0	0	0
傷 者	4	4	0	0	0	0
物損事故	84	76	8	46	35	11



3月の世羅消防署出動状況

●火災出動

	建物	林野	車両	他	計
世羅消防署	1	0	2	4	7
世 羅 町	1	0	2	2	5

●火災の場合は次のことを伝えてください。

- ①火災場所 (地区名・目印・道順など)
- ②火災状況 (建物火災・林野火災など)
- ③通報者の名前・電話番号

●救急出動

	交通	負傷	急病	他	計
世羅消防署	2	16	36	8	62
世 羅 町	1	16	36	7	60

●救急の場合は次のことを伝えてください。

- ①救急場所 (地区名・目印・道順など)
- ②病気・けがの状況
- ③通報者の名前・電話番号

**救急相談
センター**

病院？救急車？迷ったら

#7119
24時間365日対応

つながらない場合や、広島県外から携帯電話でかける場合は ☎082-246-2000



たすきでつなぐ 世羅の“食”

たのしく食べよう！
すんでつくろう！
きせつを感じる世羅の“食”

～わたしからあなたへ おとなから子どもへ つくる人から食べる人へ～ 世羅の「食」を“たすき”でつなごう

食生活改善推進員おすすめレシピ

松きのこ入り回鍋肉

■材料（4人分）

豚もも肉	160g
A { 酒	大さじ1
しょうゆ	小さじ1/2
キャベツ	160g
たまねぎ	120g
にんじん	80g
ピーマン	40g
松きのこ	80g
にんにく	3g
しょうが	3g
ごま油	小さじ3/4
オイスターソース	大さじ1・1/2
しょうゆ	小さじ1/2
B { みそ	小さじ1
みりん	小さじ2
酒	小さじ1



今月の世羅の食材【松きのこ】



松きのこの軸は、シャキシャキとした食感が特徴で、かさの部分も食べ応えがあります。香りが良いので、加熱し過ぎないように調理しましょう。

■つくり方

- ① 豚もも肉は一口大に切り、Aで下味をつけておく。
- ② キャベツ、ピーマンは一口大に切り、たまねぎはくし形切り、にんじんは大きめの短冊切りにする。
- ③ 松きのこは食べやすい大きさに裂く。にんにく、しょうがはみじん切りにする。
- ④ フライパンにごま油、にんにく、しょうがを入れて火にかけ、②を炒める。
- ⑤ ④の野菜を皿に取り出し、同じフライパンで①を炒める。
- ⑥ 火が通ったら、皿に取り出した野菜、松きのこを加えて炒め合わせ、Bで味付けをする。

【1人分栄養量】

エネルギー148kcal 塩分1.2g

◆掲載している料理の作り方を5月5日～5月11日に、ケーブルテレビで放映します。是非ご覧ください。

◆あとかき

今月の表紙は、4月から供用を開始した世羅町学校給食センターです。米飯を含めた、安心、安全で、栄養バランスとおいしさを備えた給食を提供しています。施設の2階からは、調理の流れに沿って給食が作られる様子も見学できます。この施設で作られた給食が子どもたちの健やかな心と成長に繋がることを期待しています。

久保田



※「広報せら」では発行月に満1歳になるお子さんについて、承諾された方のみ「Happy Birthday」の欄へ掲載しています。



キビシロタンポポ

白色の花を咲かせる在来種で、岡山県から広島県東部にかけての吉備高原面を中心に分布します。広島では、外来種の黄色のタンポポが侵入する以前は、タンポポといえば白花だったそうです。

(撮影者 地域おこし協力隊 やまざし みずき 山岸 瑞樹：2024年3月)

シロバナタンポポ

白色の花を咲かせる在来種で、西日本に広く分布します。世羅台地では減少しているようですが、写真のように舗装路の隙間から生えていることもあります。

(撮影者 地域おこし協力隊 やまざし みずき 山岸 瑞樹：2024年3月)



世羅町の魅力を
発信していきます

Vol. 73

広報 **せら** 2025.4

発行日 2025年4月15日

発行と編集 世羅町 企画課

〒722-1192 広島県世羅郡世羅町大字西上原123番地1

☎0847-22-1111(代) FAX0847-22-2768

メールアドレス kikaku@town.sera.hiroshima.jp



LINE



ホームページ



(この広報は再生紙・大豆油インクを使っています。)